

不動産業者様・貸主様

住居確保給付金支給に係る「入居住宅に関する状況通知書」ご記入のお願い

住居確保給付金の制度について

生活困窮者自立支援法に基づき、離職等またはやむを得ない休業等により家賃を支払うことが困難となる恐れの高い方に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給し、就労等に向けた支援を行う制度です。支給にあたっては、不動産業者様・貸主様に代理納付することとなっています。

この趣旨をご理解いただいたうえで、「入居住宅に関する状況通知書」をご記入していただき、申請者の方にお渡ししますよう、お願いいたします。

<記入における注意点>

- ・表面は全て不動産業者様または貸主様にご記入ください。(記入例をご参照ください。)
- ・入居している賃貸住宅の「家賃欄」は、共益費や管理費を除いた金額をご記入ください。
- ・振込口座は原則、賃貸借契約書に記載されている口座と同一になります。
※ 異なる場合は後日、確認をさせていただきます。
- ・振込口座のフリガナにご注意ください。
- ・訂正する場合には、訂正印(代表者印もしくは社印)にてお願いします。修正テープ・修正液で修正しないでください。
- ・裏面は申請者の方が記入します。

<給付の時期と方法>

- ・住居確保給付金は入居住宅に関する状況通知書に記入いただいた振込口座に振り込みます。振込日は毎月最終木曜日になります。申請書類が揃ってから決定・振込までに数週間いただいております。
- ・振込口座は「ヤチヨシフクシソウゴウ」となります。同一の振込先で複数の方が制度を利用している場合、人数分がまとめて振り込まれます。振込額の内訳については、お手数をおかけしますが、当室までお問い合わせください。
- ・振込額は申請者の状況により異なります。また、共益費や管理費等も支給対象となりません。実家賃との差額分につきましては、申請者の方より受領してください。
- ・初回の振込について、原則として、申請月に支払うべき家賃と翌月に支払うべき家賃を振り込みます。申請月の家賃の支払いは遅れることになりますので、ご了解ください。

<その他>

- ・当窓口での申請受理後、審査を経て支給決定がされます。支給決定された申請者の方には決定通知書を発行しますので、振込額につきましては、申請者の方にご確認ください。
- ・申請のあった月に本来支払うべき家賃から支給の対象となります。滞納した家賃に充当することはできません。
- ・給付期間は原則3か月となります。
※ 審査により最大9か月支給される場合や3か月以内でも支給中止になる場合があります。

<問い合わせ先>

- ・生活・仕事・自立相談窓口しえん
電話:047-456-8141
- ・八千代市 福祉総合相談課
電話:047-421-6732